



# 鳥取県公報

令和2年3月27日（金）  
号外第30号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (15) (市町村課) . . . . . 6
	鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (16) (医療政策課) . . . . . 13
	鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例 (17) (くらしの安心推進課) . . . . . 14
	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例 (18) (〃) . . . . . 23
	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特 例に関する条例の一部を改正する条例 (19) (〃) . . . . . 28
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (20) (住まいまちづくり課) . . . . . 32
	鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例 (21) (〃) . . . . . 34
	鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例 (22) (〃) . . . . . 37
	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (23) (水環境保全課) . . . . . 38
	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例 (24) (雇用政策課) . . . . . 39

## 公布された条例のあらまし

## ◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

- (1) 介護保険法等に基づく事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を市町等に移譲する。
- (2) 児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部が改正され、児童福祉法の規定に基づく都道府県の権限に属する事務が中核市の権限に属する事務とされたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (3) 毒物及び劇物取締法及び毒物及び劇物取締法施行令の一部が改正され、毒物若しくは劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 次に掲げる介護保険法に基づく事務を南部箕蚊屋広域連合に移譲する。
  - ア 病院等又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者による指定居宅サービス事業者のみなし指定を受けない申出の受理
  - イ 指定介護予防支援事業者が行う業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理
- (2) 覚せい剤取締法に基づく事務について定めた規定中引用する覚せい剤取締法の題名等を改めるとともに、薬局開設者又は病院等の開設者が施用のため交付し、若しくは調剤した医薬品である覚醒剤原料を廃棄したとき又は医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたときの届出の受理及び知事への送付の事務を鳥取市に移譲する。
- (3) 浄化槽法に基づく事務のうち、次のアからエまでに掲げる事務を米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町に、次のアからウまでに掲げる事務を東伯郡北栄町及び日野郡日野町に移譲する。
  - ア 浄化槽の休止の届出の受理
  - イ 浄化槽の使用の再開の届出の受理
  - ウ 浄化槽台帳の作成等
  - エ 特定既存単独処理浄化槽に係る助言及び指導等
- (4) 鳥取市が処理することとしている指定障害児通所支援事業者の指定等の事務について、法令上中核市である鳥取市の事務となる項目を削る。
- (5) 鳥取市が処理することとしている毒物及び劇物取締法及び毒物及び劇物取締法施行令に基づく事務について、所要の規定の整備を行う。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日とする(2)に関する事項を除き、令和2年4月1日とする。

## ◇鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

歯科衛生専門学校（以下「学校」という。）の運営を円滑に行うため、一般社団法人鳥取県歯科医師会（以下「鳥取県歯科医師会」という。）へ委託する事務の拡充を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 鳥取県歯科医師会へ委託する事務に学校の生徒の募集及び入学選抜試験の実施に関する事務等を追加する。
  - (2) 施行期日等
    - ア 施行期日は、令和2年4月1日とする。
- イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

## ◇鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

食品衛生法の一部が改正され、業として食品の製造等を行う者が遵守すべき公衆衛生上必要な措置の基準が食品衛生法及び食品衛生法施行規則に規定されることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 条例に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準に係る規定を削る。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和2年6月1日とする(2)の一部に関する事項を除き、令和3年6月1日とする。

イ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について、所要の規定の整備を行う。

## ◇鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

犯罪被害者等の支援について定める規定について、犯罪被害者等支援団体の責務、犯罪被害者等支援団体に対する県の支援を明記する等の所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 犯罪被害者等支援団体の責務

ア 犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、地域における犯罪被害者等の支援を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。

イ 犯罪被害者等支援団体は、犯罪被害者等の支援を実施するに当たっては、県、市町村及び他の犯罪被害者等支援団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。

ウ 犯罪被害者等支援団体は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 県は、犯罪被害者等の支援に犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援団体への情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

## ◇鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

(1) 飼い主のない猫の繁殖を抑制し、地域の生活環境の保全を図るため、所要の改正を行う。

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正され、第一種動物取扱業者であった者への措置の命令の事務等が新たに都道府県の事務として規定されたことに伴い、当該事務を鳥取市に移譲する。

## 2 条例の概要

(1) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

ア 猫の飼い主の遵守事項に、室内で飼育するよう努めることを加える。

イ 県は、県民及び市町村と協力して、飼い主のない猫の繁殖を抑制し、地域の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

ウ 県は、飼い主のない猫の生殖を不能にする手術を施す者に対して給付金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その額は、市町村が交付した当該給付金の額（知事が別に定める額を限度とする。）の合計額に2分の1を乗じて得た額以下とする。

エ ウの補助金のうち地域猫対策（飼い主のない猫に生殖を不能にする手術を施した上で当該猫の一定の世話を行う取組をいう。）を行う者に対して給付する給付金に係るものの交付を受けようとする市町村は、

当該給付金を受けようとする者に提出させた地域猫適正管理計画を添付して県に申請しなければならないこととし、当該地域猫適正管理計画には、知事が別に定めるところにより、繁殖を抑制するための措置、周囲の生活環境に影響を及ぼさないための措置、地域猫対策を適正に管理するための措置、地域住民の理解を得るための措置その他の事項を記載しなければならないものとする。

オ 動物愛護管理担当職員として置く動物愛護管理員に、第一種動物取扱業者であった者及び動物の飼養又は保管をしている者に対する立入検査の事務を行わせることとする。

カ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 次の事務を鳥取市に移譲する。

(ア) 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項の規定による第一種動物取扱業者の公表

(イ) 同法第24条の2第1項の規定による第一種動物取扱業者であった者への勧告等

(ウ) 同法第25条第1項の規定による周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する指導又は助言

(エ) 同法第25条第5項の規定による動物の飼養又は保管をしている者に対する報告の要求及び立入検査

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、令和2年4月1日とする(1)のイからエまでに係る事項を除き、令和2年6月1日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

(1) 県営住宅の老朽化及び市町への無償譲渡に伴い、県営住宅を廃止する。

(2) 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止の理由
美穂第2団地	鳥取市下味野	施設の老朽化
河崎団地	米子市河崎	
高城第3団地	倉吉市上米積	倉吉市へ無償譲渡
手間第1団地	西伯郡南部町天万	南部町へ無償譲渡
手間第2団地	西伯郡南部町宮前	

(2) 特別職非常勤職員としての住宅管理人を廃止し、県営住宅の管理に関する事務の補佐は委託により行うこととする。

(3) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）の対象が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 補助金の対象とする被災市町村の交付する被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、一部損壊世帯の居宅の補修の交付基準額について、住宅の応急修理を受けることができる場合にあっては、30万円（居宅の補修に要する費用が30万円未満である場合にあっては、当該費用の額とする。）から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額（現行 控除なし）を限度とする。

(2) 補助金の対象とする被災市町村の交付する被災者住宅修繕促進支援金の最低額を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（現行 2万円）とする。

- ア 損壊した居宅の被害割合が5パーセント未満の世帯の世帯主又は当該居宅の所有者に対して交付するもの 2万円
  - イ ア以外のもの 5万円
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

- 1 条例の改正理由  
地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
  - (1) 特別職非常勤職員としての景観形成巡視員を廃止する。
  - (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例の改正理由  
浄化槽法の一部が改正され、浄化槽管理士に対する研修の機会を確保するよう規定されたことに伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
  - (1) 浄化槽保守点検業者が営業所に配置する浄化槽管理士は、過去5年間に、知事が指定する研修を受けた者に限ることとする。
  - (2) 浄化槽保守点検業者の登録申請書には、当該業者に配置する浄化槽管理士について、(1)の知事が指定する研修を受けた年月日を記載することとする。
  - (3) 施行期日は、令和2年4月1日とする。ただし、(1)に関する事項は、令和5年4月1日から適用する。

◇鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例の改正理由  
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部が改正され、都道府県労働局長による紛争の解決の援助に関する規定が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
  - (1) 知事は、個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からあつせんの申請があつた場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次のいずれかに該当するときは、あつせんを行わないことができることとする。
    - ア 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの
    - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの
  - (2) その他所要の規定の整備を行う。
  - (3) 施行期日は、令和2年6月1日とする(1)アに関する事項を除き、令和2年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第15号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
<p>8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 第71条第1項ただし書の規定による病院等の開設者による別段の申出の受理</u></p> <p><u>(7) 第72条第1項ただし書の規定による介護老人保健施設又は介護医療院の開設者による別段の申出の受理</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p><u>(18) 略</u></p>	<p>南部箕蚊屋広域連合</p>	<p>8 介護保険法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p>	<p>南部箕蚊屋広域連合</p>

<p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出（同項第1号に掲げる介護サービス事業者のうち、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が行うものに限る。）の受理</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) 略</p> <p>(35) 略</p> <p>(36) 略</p> <p>(37) 略</p> <p>(38) 略</p>		<p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出（同項第1号に掲げる介護サービス事業者のうち、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者が行うものに限る。）の受理</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) 略</p> <p>(35) 略</p> <p>(36) 略</p>	
略		略	
<p>8の8 削除</p>		<p>8の8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定</p> <p>(2) 第21条の5の16第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の更新</p> <p>(3) 第21条の5の20第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の変更又は再開の届出の受理</p> <p>(4) 第21条の5の20第2項の規定による指定通所支援の事業の廃止又は休止の届出の受理</p> <p>(5) 第21条の5の21第1項の規定による連絡調整及び助言その他の</p>	鳥取市

	<p>援助</p> <p>(6) 第21条の5の22第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告等の命令及び立入検査等</p> <p>(7) 第21条の5の23第1項の規定による指定障害児事業者等に対する勧告</p> <p>(8) 第21条の5の23第2項の規定による公表</p> <p>(9) 第21条の5の23第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p> <p>(10) 第21条の5の23第4項の規定による公示</p> <p>(11) 第21条の5の23第5項の規定による通知の受理</p> <p>(12) 第21条の5の24第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し及び効力の停止</p> <p>(13) 第21条の5の24第2項の規定による通知の受理</p> <p>(14) 第21条の5の25の規定による指定障害児通所支援事業者の指定等の公示</p> <p>(15) 第21条の5の27第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求(指定に係る事業所が鳥取市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。)</p>
<p>略</p> <p>8の27 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第2項の規定による製造業又は輸入業の登録の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第7条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理及び知事への送付</p>	<p>略</p> <p>8の27 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第2項(毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による製造業又は輸入業の登録の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第7条第3項(毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場</p>



<p>(4) 第9条第2項において準用する第4条第2項の規定による製造業又は輸入業の登録の変更の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第10条第1項の規定による毒物劇物営業者の氏名等の変更等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 第21条第1項の規定による登録が失効した場合等の届出の受理及び知事への送付</p>		<p>合を含む。)の規定による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 第9条第2項において準用する第4条第2項(毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による製造業又は輸入業の登録の変更の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第10条第1項(毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による毒物劇物営業者の氏名等の変更等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 第21条第1項(毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録が失効した場合等の届出の受理及び知事への送付</p>	
<p>8の28 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第35条第2項の規定による登録票又は許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第36条第2項の規定による登録票又は許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第36条第3項の規定による登録票又は許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第36条の2第1項の規定による登録票又は許可証の返納の受理及び知事への送付</p>	<p>鳥取市</p>	<p>8の28 毒物及び劇物取締法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第35条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第36条第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第36条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録票又は許可証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第36条の2第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登録</p>	<p>鳥取市</p>

		票又は許可証の返納の受理及び知事への送付		
略		略		
8の30	<p><u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第2項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による<u>覚醒剤施用機関等</u>の指定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第9条第2項の規定による<u>覚醒剤施用機関</u>の廃止等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第9条第3項の規定による<u>覚醒剤研究者</u>の研究の廃止の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(10) 第22条の2の規定による<u>覚醒剤</u>の廃棄の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 第24条第1項の規定による所有していた<u>覚醒剤</u>の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(13) 第24条第2項の規定による譲り渡した<u>覚醒剤</u>の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(14) 第30条の規定による<u>覚醒剤施用機関</u>の管理者及び<u>覚醒剤研究者</u>の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 第30条の12第1項第2号の規定による<u>覚醒剤原料</u>の保管の場所の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(17) 第30条の13の規定による<u>覚醒剤原料</u>の廃棄の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(18) <u>第30条の14第1項</u>の規定による事故の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(19) <u>第30条の14第2項</u>の規定による医薬品である<u>覚醒剤原料</u>の廃棄の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(20) <u>第30条の14第3項</u>の規定によ</p>	鳥取市	<p>8の30</p> <p><u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第2項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規定による<u>覚せい剤施用機関等</u>の指定の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第9条第2項の規定による<u>覚せい剤施用機関</u>の廃止等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 第9条第3項の規定による<u>覚せい剤研究者</u>の研究の廃止の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(10) 第22条の2の規定による<u>覚せい剤</u>の廃棄の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 第24条第1項の規定による所有していた<u>覚せい剤</u>の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(13) 第24条第2項の規定による譲り渡した<u>覚せい剤</u>の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(14) 第30条の規定による<u>覚せい剤施用機関</u>の管理者及び<u>覚せい剤研究者</u>の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 第30条の12第1項第2号の規定による<u>覚せい剤原料</u>の保管の場所の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(17) 第30条の13の規定による<u>覚せい剤原料</u>の廃棄の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(18) <u>第30条の14</u>の規定による事故の届出の受理及び知事への送付</p>	鳥取市

<p><u>る医薬品である覚醒剤原料の譲受の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(21) 第30条の15第1項の規定による所有等をしていた<u>覚醒剤原料</u>の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(22) 第30条の15第2項の規定による譲り渡した<u>覚醒剤原料</u>の報告の受理及び知事への送付</p>		<p>(19) 第30条の15第1項の規定による所有等をしていた<u>覚せい剤原料</u>の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(20) 第30条の15第2項の規定による譲り渡した<u>覚せい剤原料</u>の報告の受理及び知事への送付</p>	
略		略	
<p>8の34 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付（<u>8の33の項</u>(24)及び(31)の許可に係るものに限る。(23)、(25)、(27)及び(29)において同じ。)</p> <p>(22) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付（<u>8の33の項</u>(24)及び(31)の許可に係るものを除く。(24)、(26)及び(28)において同じ。)</p> <p>(23)～(33) 略</p>	鳥取市	<p>8の34 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付（<u>8の28の項</u>(24)及び(31)の許可に係るものに限る。(23)、(25)、(27)及び(29)において同じ。)</p> <p>(22) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付（<u>8の28の項</u>(24)及び(31)の許可に係るものを除く。(24)、(26)及び(28)において同じ。)</p> <p>(23)～(33) 略</p>	鳥取市
略		略	
<p>9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>第11条の2第1項の規定による浄化槽の休止の届出の受理</u></p> <p>(12) <u>第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理</u></p> <p>(13) <u>第11条の3の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) <u>第49条第1項の規定による浄</u></p>	米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町	<p>9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p>	米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町

化槽台帳の作成 (20) 第49条第2項の規定による浄化槽に関する情報の提供の要求			
9の3 浄化槽法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 附則第11条第1項の規定による助言及び指導 (2) 附則第11条第2項の規定による勧告 (3) 附則第11条第3項の規定による勧告に係る措置の命令	米子市、 倉吉市、 境港市、 岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び琴浦町		
9の4 略		9の3 略	
略		略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表8の30の項の改正規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日から施行する。

鳥取県立歯科衛生専門学校<sup>（一）</sup>の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第16号**

鳥取県立歯科衛生専門学校<sup>（一）</sup>の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立歯科衛生専門学校<sup>（一）</sup>の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務の委託）</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全、<u>授業並びに生徒の募集及び入学選抜試験の実施</u>に関する事務並びにこれに附随する事務（<u>知事のみ</u>の権限に属するものを除く。）を一般社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。</p>	<p>（事務の委託）</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全<u>及び授業</u>に関する事務並びにこれに附随する事務を一般社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県地域医療対策協議会</td> <td style="text-align: center;">医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県地域医療対策協議会	医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項	略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県地域医療対策協議会</td> <td style="text-align: center;">医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会</b></td> <td style="text-align: center;"><b>鳥取県立歯科衛生専門学校の入学者の選考に関する事項</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県地域医療対策協議会	医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項	<b>鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会</b>	<b>鳥取県立歯科衛生専門学校の入学者の選考に関する事項</b>	略	
名称	調査審議する事項																		
略																			
鳥取県地域医療対策協議会	医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項																		
略																			
名称	調査審議する事項																		
略																			
鳥取県地域医療対策協議会	医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項																		
<b>鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会</b>	<b>鳥取県立歯科衛生専門学校の入学者の選考に関する事項</b>																		
略																			

鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第17号**

鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公衆衛生上の措置の基準)</p> <p>第3条 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の食品衛生法第50条第2項の条例で定める公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者（法第50条第2項に規定する営業者をいう。以下同じ。）</u>が公衆衛生上実施することが望ましい措置は、規則で定める。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 個別基準</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>魚介類競り売り営業</u> 競り台、陳列台その他魚介類を直接床に置かないための設備を設けること。</p> <p>(16) <u>魚肉練り製品製造業</u> ア・イ 略</p> <p>(17)～(25) 略</p> <p>(26) <u>しょうゆ製造業</u> 略</p> <p>(27)～(30) 略</p> <p>(31) <u>麺類製造業</u> ア <u>乾麺</u>を製造する場合は、専用の乾燥場を設けること。 イ 略</p> <p>(32)～(34) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>魚介類競り売り営業</u> 1件につき21,000円</p> <p>(16) <u>魚肉練り製品製造業</u> 1件につき17,600円</p> <p>(17)～(25) 略</p> <p>(26) <u>しょうゆ製造業</u> 1件につき17,600円</p>	<p>(公衆衛生上の措置の基準)</p> <p>第3条 <u>法第50条第2項の条例で定める公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者（法第50条第3項に規定する営業者をいう。以下同じ。）</u>が公衆衛生上実施することが望ましい措置は、規則で定める。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 個別基準</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>魚介類せり売営業</u> せり台、陳列台その他魚介類を直接床に置かないための設備を設けること。</p> <p>(16) <u>魚肉ねり製品製造業</u> ア・イ 略</p> <p>(17)～(25) 略</p> <p>(26) <u>醤油製造業</u> 略</p> <p>(27)～(30) 略</p> <p>(31) <u>めん類製造業</u> ア <u>乾めん</u>を製造する場合は、専用の乾燥場を設けること。 イ 略</p> <p>(32)～(34) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>魚介類せり売営業</u> 1件につき21,000円</p> <p>(16) <u>魚肉ねり製品製造業</u> 1件につき17,600円</p> <p>(17)～(25) 略</p> <p>(26) <u>醤油製造業</u> 1件につき17,600円</p>

(27)～(30) 略	(27)～(30) 略
(31) <u>麺類製造業</u> 1件につき15,700円	(31) <u>めん類製造業</u> 1件につき15,700円
(32)～(34) 略	(32)～(34) 略

第2条 鳥取県食品衛生条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、食品等の衛生管理の高度化を促進することにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、もって食の安全の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>食品取扱施設において講ずべき措置の基準その他</u>食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、食品等の衛生管理の高度化を促進することにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、もって食の安全の確保を図ることを目的とする。</p>
<p>(鳥取県HACCP適合施設の認定)</p> <p>第3条 知事は、飲食に起因する危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられている食品取扱施設又は法第68条第3項に規定する施設（以下「営業外施設」という。）について、<u>営業者（法第50条第2項に規定する営業者をいう。）</u>又は営業外施設の管理者から申請があったときは、鳥取県HACCP適合施設として認定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の申請をした者が<u>法第51条第1項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、かつ、次に掲げる要件を満たす場合に限り、同項の認定を与えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>食品又は添加物の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程ごとに、食品衛生上の危害を発生させ得る要因（以下「危害要因」という。）の一覧表を作成し、これらの危害要因を管理するための措置（次号において「管理措置」とい</u></p>	<p>(公衆衛生上の措置の基準)</p> <p>第3条 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の食品衛生法第50条第2項の条例で定める公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、営業者（法第50条第2項に規定する営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上実施することが望ましい措置は、規則で定める。</u></p> <p>(鳥取県HACCP適合施設の認定)</p> <p>第3条の2 知事は、飲食に起因する危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられている食品取扱施設又は法第62条第3項に規定する施設（以下「営業外施設」という。）について、営業者又は営業外施設の管理者から申請があったときは、鳥取県HACCP適合施設として認定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の申請をした者が<u>別表第1の基準を遵守し、かつ、次に掲げる要件を満たす場合に限り、同項の認定を与えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品の特性を考慮し、当該製品の製造工程ごとに、発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質（以下「危害物質」という。）を特定すること。</u></p>

う。)を定めること。

(2) 前号で特定された危害要因について、その発生を防止し、排除し、又は許容できる水準にまで低減するために管理措置を講ずることが不可欠な工程（以下「重要管理点」という。）を決定すること。

(3) 重要管理点ごとに、危害要因について、その発生を防止し、排除し、又は許容できる水準にまで低減するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。

(4) 重要管理点の管理について、連続的な又は相当の頻度による実施状況の把握（次号において「モニタリング」という。）をするための方法を設定すること。

(5) 重要管理点ごとに、モニタリングの結果、管理基準を逸脱したことが判明した場合の改善措置を設定すること。

(6) 前各号に規定する措置の内容の効果を、定期的に検証するための手順を定めること。

(7) 営業の規模や業態に応じて、前各号に規定する措置の内容に関する書面とその実施の記録を作成すること。

(8) 略

3 略

4 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 法第51条第1項の厚生労働省令で定める基準を遵守しなかったとき。

(2) 略

(3) 法第28条第1項（法第68条第3項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第28条第1項の規定による臨検検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

5 略

(営業施設の基準)

第4条 法第54条の条例で定める公衆衛生の見地から必要な施設の基準は、別表第1のとおりとする。

2・3 略

(2) 特定された危害物質について、危害の発生を防止するための措置を製造工程に応じて検討し、当該措置が適切に講じられていることの確認（以下「モニタリング」という。）を連続して又は相当の頻度で行う必要があるもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。

(3) 重要管理点ごとに、危害物質の許容限度を示す測定可能な指標（以下「管理基準」という。）を設定すること。

(4) 重要管理点における管理基準の遵守状況を連続して又は相当の頻度で測定するモニタリングの方法を設定すること。

(5) 第2号に規定する措置が適切に講じられていない場合に講ずる措置（以下「改善措置」という。）を設定すること。

(6) 製品の衛生管理が適切に行われているかについて、十分な頻度で検証を行うとともに、必要に応じて、食品等の取扱方法又は製造工程を見直すこと。

(7) 略

3 略

4 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 別表第1の基準を遵守しなかったとき。

(2) 略

(3) 法第28条第1項（法第62条第3項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第28条第1項の規定による臨検検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

5 略

(営業施設の基準)

第4条 法第51条の条例で定める公衆衛生の見地から必要な施設の基準は、別表第2のとおりとする。

2・3 略



(手数料の徴収)  
 第6条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。  
 (1)～(3) 略  
 (4) 法第55条第1項の規定に基づく許可 別表第2各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める申請1件当たりの額  
 (5) 略

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(手数料の徴収)  
 第6条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。  
 (1)～(3) 略  
 (4) 法第52条第1項の規定に基づく許可 別表第3各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める申請1件当たりの額  
 (5) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(検討)

2 知事は、牛又は馬の肉又は内臓の生食による食中毒の危険性に関する調査研究の結果等を勘案し、牛又は馬の肉又は内臓を取り扱う業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準及び公衆衛生の見地から必要な施設の基準について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第1 (第3条、第3条の2関係)

1 食品取扱施設における衛生管理

(1) 食品取扱施設の衛生管理

ア 食品取扱施設は、1日に1回以上清掃すること。

イ 食品取扱施設には、不必要な物品を置かないこと。

ウ 食品取扱施設の窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合にあっては、じん埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

エ 排水設備は、廃棄物の流出を防ぎ、排水を良くすることとし、必要に応じて清掃又は補修を行うこと。

(2) 食品取扱設備等の衛生管理

ア 食品を取り扱う設備及び機械器具（以下「食品取扱設備等」という。）は、洗浄及び消毒を行い、衛生的に保管することとし、故障又は破損があるときは、補修し、適正に使用できるよう整備すること。

イ ふきん、包丁、まな板等の器具は、汚染の都度又は作業終了後に洗浄消毒を十分に行うこと。

ウ 食品取扱施設及び食品取扱設備等に使用す

る清掃用器材は、使用の都度洗浄し、専用の場所に保管すること。

エ 手洗設備は、使用できる状態にしておくこと。

オ 温度計等の計器類及び除菌のための装置は、定期的に点検すること。

(3) ねずみ及び昆虫対策

食品取扱施設及びその周辺は、1月に1回以上点検し、ねずみ又は昆虫の発生を認めるときは、その都度駆除すること。

(4) 廃棄物及び排水の取扱い

廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別し、清潔にしておくこと。

(5) 食品等の取扱い

ア 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等を点検すること。

イ 食品は、冷蔵設備内での相互汚染を防ぐため、区画して保存すること。

ウ 添加物を使用する場合には、正確に計量し、適正に使用するとともに、使用する器具は、添加物の種類ごとに専用のものを使用すること。

エ 食品間の相互汚染を防止するため、次の措置を講ずること。

(ア) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

(イ) 製造、加工又は調理を行う場所へは、作業員以外の者の立入りによる食品、原材料、添加物、器具、容器包装、法第62条第1項に規定するおもちゃ及び食品、原材料又は飲食器の洗浄の用に供する洗浄剤（以下「食品等」という。）の汚染のおそれがない場合を除き、作業員以外の者が立ち入らないようにすること。

(ウ) (イ)の場所へ立ち入る際には、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。

(エ) 未加熱食品を取り扱った食品取扱設備等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

(オ) 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。

オ 食品等の製造又は加工に当たっては、原材

料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講ずること。

カ 第3条の2第1項の認定を受けている施設にあつては、アからオまでの基準に代えて、次の措置を講ずること。

(ア) 第3条の2第2項第2号に規定する措置を適切に講ずること。

(イ) 第3条の2第2項第4号に規定する方法に従ってモニタリングを行うこと。

(ウ) モニタリングによって管理基準が遵守されていないと認めるときは、改善措置を適切に講ずること。

(エ) モニタリングの結果及び講じた改善措置の内容を記録し、製品の消費期限等に応じた期間、これを保存すること。

キ おう吐が発生した場合は、直ちに消毒するとともに、汚染された可能性のある食品を廃棄すること。

#### (6) 使用水等の管理

ア 水道水以外の水を使用する場合には、1年に1回以上水質検査を行うとともに、その成績書を1年以上保存すること。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、遅滞なく水質検査を行うこと。

イ 水質検査の結果、飲用に適さないと認められるときは、水の使用を中止すること。

ウ 貯水槽を使用する場合は、1年に1回以上清掃し、清潔に保つこと。

エ 水道水以外の水を使用する場合は、1日に1回以上消毒装置の点検を行うこと。

#### (7) 食品衛生責任者の設置

ア 食品取扱施設又はその取り扱う食品等の種類に係る部門ごとに、食品等を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置く場合を除く。

イ 食品衛生責任者が食品に起因する危害の発生を防止するため、衛生管理の方法その他食品衛生に関する事項について意見を述べたときは、当該意見を尊重すること。

#### (8) 不良な食品等の回収及び廃棄

ア 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売した場合に備えて、不良な食品等の回収に係る体制、方法等を定めた手順書を作成すること。

イ 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売したことが判明したときは、アの手順書に従い、当該食品等の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

ウ イの措置により回収した食品等は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 検食の実施

ア 飲食店営業のうち一時に50食以上提供する営業にあつては、調理済食品ごとに、提供先の記録とともに検食を72時間以上保存すること。ただし、一時に300食以上提供する場合は、提供先の記録とともに検食を冷凍して2週間以上保存すること。

イ 検食を冷凍して2週間以上保存する場合にあつては、洗浄及び殺菌を行っていない原材料を併せて保存すること。

(10) 健康被害情報の報告

製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する次に掲げる情報について、知事に速やかに報告すること。

ア 消費者の健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。）に関する情報

イ 異味又は異臭の発生、異物の混入その他の消費者等からの苦情であつて、健康被害が発生するおそれが否定できない情報

(11) 情報の提供

ア 食品衛生上不良な食品等の製造又は販売があつた場合であつて、当該食品等の回収その他の必要な措置を行うときは、消費者への注意喚起のため、当該食品等の回収等に関する情報を公表すること。

イ 消費者に対し、販売食品等（法第3条第1項の販売食品等をいう。）についての安全性に関する情報提供を行うこと。

2. 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 定期的に食品取扱者の健康診断を行うとともに、作業前にはその健康状態を確認すること。

と。

(2) 知事から食品取扱者に検便を受けさせるべき旨の指示があったときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。

(3) 食品取扱者が規則で定める症状を呈している場合には、その旨を営業者又は食品衛生管理者若しくは食品衛生責任者に報告させ、これらの者が必要な指示をすること。

(4) 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、感染させるおそれがないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させない等の適切な措置を講ずること。

(5) 公衆衛生上支障がない場合を除き、食品取扱者に衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用させるとともに、作業場内では専用の履物を用いさせることとし、作業場外（便所を含む。）では当該履物を用いさせないこと。

(6) 食品取扱者に、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせるとともに、ペーパータオル等を用いて拭かせること。また、使い捨て手袋は、交換させること。

(7) 食品取扱者に、食品衛生に関する教育を行うこと。また、施設及び食品等の取扱い等についての管理運営要領を作成し、周知すること。

### 3 生食用の牛又は馬の肉を取り扱う施設の衛生管理

(1) 牛又は馬の肉であって生食用のもの（以下「生食用食肉」という。）を取り扱う施設には、規則で定めるところにより、生食用食肉の取扱いに関する講習を受講した生食用食肉衛生管理責任者を置くこと。

(2) 生食用食肉衛生管理責任者は、生食用食肉を衛生的に取り扱う方法について定める手引書を作成し、生食用食肉を取り扱う者に遵守させること。

(3) 生食用食肉として提供し、又は販売する肉は、生食用食肉の基準及び規格に合ったものを使用すること。

### 4 牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の周知

	<p><u>加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施設内の見やすい箇所に表示すること。</u></p> <p><u>(1) 牛の肝臓の生食など、牛又は馬の肉又は内臓を十分に加熱しないで摂取する場合は、病原微生物を原因とする食中毒の危険性があること。</u></p> <p><u>(2) 子ども、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は、牛又は馬の肉の生食を控えること。</u></p>
<p>別表第1 (第4条関係) 略</p>	<p>別表第2 (第4条関係) 略</p>
<p>別表第2 (第6条関係) 略</p>	<p>別表第3 (第6条関係) 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和2年6月1日から施行する。(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
19の23 鳥取県食品衛生条例(平成12年鳥取県条例第17号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市	19の23 鳥取県食品衛生条例(平成12年鳥取県条例第17号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市
(1) 第3条第1項の規定による鳥取県HACCP適合施設の認定の申請の受理及び知事への送付		(1) 第3条の2第1項の規定による鳥取県HACCP適合施設の認定の申請の受理及び知事への送付	
(2) 略		(2) 略	
略		略	

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第18号**

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 犯罪被害者等の支援（第24条<del>－第27条</del>）</p> <p>第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（<u>第28条－第33条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第34条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、県、市町村、県民、防犯団体等、<u>犯罪被害者等支援団体</u>及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、<u>犯罪のないまちづくりに関する施策</u>を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）犯罪のないまちづくり 犯罪が防止され、<u>及び犯罪により被害を受けた者に十分な支援がなされること</u>で、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことをいう。</p> <p>（2）防犯団体等 自主防犯活動を行うことを目的として設立された団体、自主防犯活動を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体<u>その他犯罪の防止に資する活動を行う団体</u>をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）<u>犯罪被害者等支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体</u>をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 犯罪被害者等の支援（第24条）</p> <p>第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（<u>第25条－第30条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第31条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、県、市町村、県民、防犯団体等及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、<u>防犯施策</u>を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）犯罪のないまちづくり 犯罪が防止され、<u>県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことをいう。</u></p> <p>（2）防犯団体等 自主防犯活動を行うことを目的として設立された団体、自主防犯活動を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体<u>その他犯罪のないまちづくりの推進に資する活動を行う団体</u>をいう。</p> <p>（3）<u>防犯施策 犯罪のないまちづくりを推進するために、県又は市町村が実施する施策</u>をいう。</p> <p>（4）略</p>

<p>(5) 自主防犯活動 <u>犯罪を防止</u>するために、県民、防犯団体等又は事業者が行う自主的な活動をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 防犯環境整備 <u>犯罪を防止</u>するために、県、市町村、<u>県民、防犯団体等又は事業者</u>が行う生活環境の整備に係る取組をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>犯罪のないまちづくりは、県民、防犯団体等、犯罪被害者等支援団体又は事業者(以下「県民等」という。)</u>が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、広域的な見地から総合的な<u>犯罪のないまちづくりに関する施策</u>を策定し、市町村及び県民等と協働してこれを実施しなければならない。</p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性、実情等に即して<u>犯罪のないまちづくりに関する施策</u>を策定し、及び実施するものとし、県及び県民等との連携に努めるものとする。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県民は、<u>犯罪のないまちづくりに関する施策</u>に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 <u>県民は、基本理念にのっとり、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないよう十分配慮するものとする。</u></p> <p>(防犯団体等の責務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 防犯団体等は、地域において<u>犯罪のないまちづくりに関する施策</u>に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(5) 自主防犯活動 <u>犯罪のないまちづくりを推進</u>するために、県民、防犯団体等又は事業者(以下「<u>県民等</u>」という。)が行う自主的な活動をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 防犯環境整備 <u>犯罪のないまちづくりを推進</u>するために、県、市町村及び<u>県民等</u>が行う生活環境の整備に係る取組をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 犯罪のないまちづくりは、県民等が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、広域的な見地から総合的な<u>防犯施策</u>を策定し、市町村及び県民等と協働してこれを実施しなければならない。</p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性、実情等に即して<u>防犯施策</u>を策定し、及び実施するものとし、県及び県民等との連携に努めるものとする。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県民は、<u>防犯施策</u>に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(防犯団体等の責務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 防犯団体等は、地域において<u>防犯施策</u>に協力するよう努めるものとする。</p>
--	---



<p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事業者は、<u>犯罪のないまちづくりに関する施策</u>に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないよう十分配慮するものとする。</u></p> <p>(推進計画)</p> <p>第9条 知事は、<u>県が犯罪のないまちづくりに関する施策</u>を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>犯罪のないまちづくりに関する施策</u>の推進に関する基本的な方針</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(国等との連携)</p> <p>第24条 県は、<u>犯罪被害者等の支援</u>に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、<u>国、市町村及び犯罪被害者等支援団体</u>と連携して、これを実施するものとする。</p> <p>(理解の増進)</p> <p>第25条 県は、<u>教育活動、広報活動等</u>を通じて、<u>犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないよう十分配慮することの重要性等について</u>県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(犯罪被害者等支援団体の責務)</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事業者は、<u>防犯施策</u>に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(推進計画)</p> <p>第9条 知事は、<u>県が防犯施策</u>を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>防犯施策</u>の推進に関する基本的な方針</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第24条 県は、<u>犯罪被害者等の支援</u>に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、<u>国、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間団体</u>と連携して、これを実施するものとする。</p> <p>2 <u>県民等は、犯罪被害者等が犯罪被害者等であることを事由として不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないよう十分配慮するものとし、</u>県は、<u>教育活動、広報活動等</u>を通じて、<u>その重要性等について</u>県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
---	--

<p>第26条 <u>犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、地域における犯罪被害者等の支援を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>犯罪被害者等支援団体は、犯罪被害者等の支援を実施するに当たっては、県、市町村、他の犯罪被害者等支援団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>犯罪被害者等支援団体は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</u></p>	
<p>(犯罪被害者等支援団体に対する支援)</p>	
<p>第27条 <u>県は、犯罪被害者等の支援に犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援団体への情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</u></p>	
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第28条 <u>推進計画の策定、推進計画に基づく犯罪のないまちづくりに関する施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p>	<p>第25条 <u>推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p>
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p>第29条 略</p>	<p>第26条 略</p>
<p>(委員)</p>	<p>(委員)</p>
<p>第30条 略</p>	<p>第27条 略</p>
<p>(会長)</p>	<p>(会長)</p>
<p>第31条 略</p>	<p>第28条 略</p>
<p>(会議)</p>	<p>(会議)</p>
<p>第32条 略</p>	<p>第29条 略</p>
<p>(運営に関する細則)</p>	<p>(運営に関する細則)</p>
<p>第33条 略</p>	<p>第30条 略</p>
<p>第34条 略</p>	<p>第31条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号） <u>第28条</u> に規定する事項	鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号） <u>第25条</u> に規定する事項
略		略	

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第19号**

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 動物の適正な飼育等（第7条—<u>第10条の2</u>）</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第25条の2</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>（4）・（5） 略</p> <p>（猫の飼い主の遵守事項）</p> <p>第10条 猫の飼い主は、その飼育する猫について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>（1） 室内での飼育に努めること。</u></p> <p><u>（2） 略</u></p> <p><u>（3） 略</u></p> <p><u>（飼い主のない猫の繁殖の抑制）</u></p> <p><u>第10条の2 県は、県民及び市町村と協力して、飼い主のない猫の繁殖を抑制し、地域の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>2 県は、飼い主のない猫の繁殖を抑制するため、飼い主のない猫の生殖を不能にする手術を施す者に対して給付金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p> <p><u>3 前項の補助金の額は、市町村が交付した前項の給付</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 動物の適正な飼育等（第7条—<u>第10条</u>）</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第26条第1項</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>（4）・（5） 略</p> <p>（猫の飼い主の遵守事項）</p> <p>第10条 猫の飼い主は、その飼育する猫について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>（1） 略</u></p> <p><u>（2） 略</u></p>

<p>金の額（知事が別に定める額を限度とする。）の合計額に2分の1を乗じて得た額以下とする。</p> <p>4 <u>第2項の補助金のうち地域猫対策（飼い主のない猫に生殖を不能にする手術を施した上で当該猫の一定の世話を行う取組をいう。以下同じ。）を行う者に対して交付する給付金に係るものの交付を受けようとする市町村は、当該給付金を受けようとする者に提出させた地域猫適正管理計画を添付して、県に申請しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項の地域猫適正管理計画には、知事が別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>（1）繁殖を抑制するための措置に関する事項</u></p> <p><u>（2）周囲の生活環境に影響を及ぼさないための措置に関する事項</u></p> <p><u>（3）地域猫対策を適正に管理するための措置に関する事項</u></p> <p><u>（4）地域住民の理解を得るための措置に関する事項</u></p> <p><u>（5）その他知事が別に定める事項</u></p> <p>（動物愛護管理員及び動物愛護技術員）</p> <p>第20条 知事は、<u>法第24条第1項（法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>、<u>法第24条の2第3項</u>、<u>法第25条第5項及び法第33条第1項の規定による立入検査</u>その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</p> <p>2 略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第23条 鳥取市の区域については、この条例の規定（次に掲げる規定（第2号に掲げる規定にあつては、特定動物に関する部分に限る。）を除く。）は、適用しない。</p> <p><u>（1）第8条、第16条、第18条第1項及び第25条第1号</u></p> <p><u>（2）第4条から第7条まで、第17条第1項、第19条、第26条第2号、第3号、第5号及び第6号並びに第27条</u></p>	<p>（動物愛護管理員及び動物愛護技術員）</p> <p>第20条 知事は、<u>法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は第33条第1項の規定による立入調査</u>その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</p> <p>2 略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第23条 鳥取市の区域については、この条例の規定（次に掲げる規定（第2号に掲げる規定にあつては、特定動物に関する部分に限る。）を除く。）は、適用しない。</p> <p><u>（1）第8条、第16条、第18条第1項及び第24条第1号</u></p> <p><u>（2）第4条から第7条まで、第17条第1項、第19条、第25条第2号、第3号、第5号及び第6号並びに第26条</u></p>
--	---

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
19の12 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 略 (9) <u>第21条の5第2項</u> の規定による <u>動物販売業者等</u> の届出の受理 (10) <u>第22条の6</u> の規定による検案書又は死亡診断書の提出の命令 (11) 略 (12) <u>第23条第3項</u> の規定による <u>第一種動物取扱業者の公表</u> (13) <u>第23条第4項</u> の規定による勧告に係る措置の命令 (14) 略 (15) <u>第24条の2第1項</u> の規定による <u>第一種動物取扱業者であった者に対する勧告</u> (16) <u>第24条の2第2項</u> の規定による <u>第一種動物取扱業者であった者に対する措置の命令</u> (17) <u>第24条の2第3項</u> の規定による <u>第一種動物取扱業者であった者に対する報告の要求及び立入検査</u> (18) <u>第24条の2の2</u> の規定による第二種動物取扱業の届出の受理 (19) 略 (20) <u>第24条の4第1項</u> において準用する第16条第1項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理 (21) <u>第24条の4第1項</u> において準用する第23条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する勧告 (22) <u>第24条の4第1項</u> において準用する <u>第23条第4項</u> の規定による勧告に係る措置の命令	鳥取市

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
19の12 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) 略 (9) <u>第22条の6第2項</u> の規定による <u>犬猫等販売業者</u> の届出の受理 (10) <u>第22条の6第3項</u> の規定による検案書又は死亡診断書の提出の命令 (11) 略  (12) <u>第23条第3項</u> の規定による勧告に係る措置の命令 (13) 略  (14) <u>第24条の2</u> の規定による第二種動物取扱業の届出の受理 (15) 略 (16) <u>第24条の4</u> において準用する第16条第1項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理 (17) <u>第24条の4</u> において準用する第23条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する勧告 (18) <u>第24条の4</u> において準用する <u>第23条第3項</u> の規定による勧告に係る措置の命令	鳥取市

<p>(23) <u>第24条の4第1項</u>において準用する第24条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の要求及び立入検査</p> <p>(24) <u>第25条第1項</u>の規定による<u>周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する指導又は助言</u></p> <p>(25) <u>第25条第2項</u>の規定による周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する勧告</p> <p>(26) <u>第25条第3項</u>の規定による勧告に係る措置の命令</p> <p>(27) <u>第25条第4項</u>の規定による動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する必要な措置の命令又は勧告</p> <p>(28) <u>第25条第5項</u>の規定による<u>動物の飼養又は保管をしている者に対する報告の要求及び立入検査</u></p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) 略</p> <p>(35) 略</p> <p>略</p>	<p>(19) <u>第24条の4</u>において準用する第24条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の要求及び立入検査</p> <p>(20) <u>第25条第1項</u>の規定による周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する勧告</p> <p>(21) <u>第25条第2項</u>の規定による勧告に係る措置の命令</p> <p>(22) <u>第25条第3項</u>の規定による動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する必要な措置の命令又は勧告</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>略</p>
---	--

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県動物の愛護及び管理に関する条題目次の改正規定及び第10条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第20号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																		
<p>(住宅管理人)</p> <p>第25条 知事は、<u>入居者その他の適当なものに委託することにより</u>、県営住宅等の管理に関する事務を補佐させることができる。</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>美穂第1団地</td> <td>鳥取市源太</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高城第1団地</td> <td>倉吉市上米積</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>三柳団地</td> <td>米子市両三柳</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>法勝寺団地</td> <td>西伯郡南部町倭</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>三明寺団地 北野団地</td> <td>倉吉市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		美穂第1団地	鳥取市源太	略		高城第1団地	倉吉市上米積	略		三柳団地	米子市両三柳	略		法勝寺団地	西伯郡南部町倭	略		名称	管理を行わせる者	倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	鳥取市	略		三明寺団地 北野団地	倉吉市	<p>(住宅管理人)</p> <p>第25条 知事は、県営住宅等の管理に関する事務を補佐させるため、<u>住宅管理人を置く</u>ことができる。</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>美穂第1団地</td> <td>鳥取市源太</td> </tr> <tr> <td><b>美穂第2団地</b></td> <td><b>鳥取市下味野</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高城第1団地</td> <td>倉吉市上米積</td> </tr> <tr> <td><b>高城第3団地</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>三柳団地</td> <td>米子市両三柳</td> </tr> <tr> <td><b>河崎団地</b></td> <td><b>米子市河崎</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>法勝寺団地</td> <td>西伯郡南部町倭</td> </tr> <tr> <td><b>手間第1団地</b></td> <td><b>西伯郡南部町天万</b></td> </tr> <tr> <td><b>手間第2団地</b></td> <td><b>西伯郡南部町宮前</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 <u>美穂第2団地</u> 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>三明寺団地 北野団地</td> <td>倉吉市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		美穂第1団地	鳥取市源太	<b>美穂第2団地</b>	<b>鳥取市下味野</b>	略		高城第1団地	倉吉市上米積	<b>高城第3団地</b>		略		三柳団地	米子市両三柳	<b>河崎団地</b>	<b>米子市河崎</b>	略		法勝寺団地	西伯郡南部町倭	<b>手間第1団地</b>	<b>西伯郡南部町天万</b>	<b>手間第2団地</b>	<b>西伯郡南部町宮前</b>	略		名称	管理を行わせる者	倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 <u>美穂第2団地</u> 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	鳥取市	略		三明寺団地 北野団地	倉吉市
名称	位置																																																																		
略																																																																			
美穂第1団地	鳥取市源太																																																																		
略																																																																			
高城第1団地	倉吉市上米積																																																																		
略																																																																			
三柳団地	米子市両三柳																																																																		
略																																																																			
法勝寺団地	西伯郡南部町倭																																																																		
略																																																																			
名称	管理を行わせる者																																																																		
倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	鳥取市																																																																		
略																																																																			
三明寺団地 北野団地	倉吉市																																																																		
名称	位置																																																																		
略																																																																			
美穂第1団地	鳥取市源太																																																																		
<b>美穂第2団地</b>	<b>鳥取市下味野</b>																																																																		
略																																																																			
高城第1団地	倉吉市上米積																																																																		
<b>高城第3団地</b>																																																																			
略																																																																			
三柳団地	米子市両三柳																																																																		
<b>河崎団地</b>	<b>米子市河崎</b>																																																																		
略																																																																			
法勝寺団地	西伯郡南部町倭																																																																		
<b>手間第1団地</b>	<b>西伯郡南部町天万</b>																																																																		
<b>手間第2団地</b>	<b>西伯郡南部町宮前</b>																																																																		
略																																																																			
名称	管理を行わせる者																																																																		
倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 <u>美穂第2団地</u> 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	鳥取市																																																																		
略																																																																			
三明寺団地 北野団地	倉吉市																																																																		



小鴨団地 東和田団地 高城第1団地		小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 <u>高城第3                  団地</u>	
略		略	
法勝寺団地	南部町	法勝寺団地 <u>手間第1団                  地 手間第2団地</u>	南部町
略		略	
川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第2 団地 材木町団地 立川 町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町団 地 東浜団地 浜坂第1 団地 浜坂第2団地 ひ ばりが丘団地 東町団地 丸山町第1団地 丸山 町第2団地 興南団地 湯所町第1団地 湯所町 第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 末 恒第1団地 末恒第2団 地 東今在家団地 面影 団地 行徳団地 明治町 団地 旭田町団地 越殿 団地 八幡団地 米田団 地 上灘団地 福守第1 団地 福守第2団地 河 北団地 上井団地 清谷 団地 和田団地 鴨川団 地 日ノ出町団地 住吉 団地 内浜団地 三柳団 地 上福原第1団地 上 福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団 地 富益団地 道笑町ふ れあい団地 渡団地 外 江団地 弥生団地 上道 団地 高松団地 美保団 地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	鳥取県住宅供給公社	川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第2 団地 材木町団地 立川 町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町団 地 東浜団地 浜坂第1 団地 浜坂第2団地 ひ ばりが丘団地 東町団地 丸山町第1団地 丸山 町第2団地 興南団地 湯所町第1団地 湯所町 第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 末 恒第1団地 末恒第2団 地 東今在家団地 面影 団地 行徳団地 明治町 団地 旭田町団地 越殿 団地 八幡団地 米田団 地 上灘団地 福守第1 団地 福守第2団地 河 北団地 上井団地 清谷 団地 和田団地 鴨川団 地 日ノ出町団地 住吉 団地 内浜団地 三柳団 地 <u>河崎団地</u> 上福原第 1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 富益団地 道笑町ふれあい団地 渡団地 外江団地 弥生 団地 上道団地 高松団 地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団 地	鳥取県住宅供給公社

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第21号**

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</p> <p>(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「<u>被災者住宅再建等支援金交付基準額</u>」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の<u>所有者のうち、被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受けない者</u>（知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する<u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u>（以下「<u>被災者住宅修繕促進支援金交付基準額</u>」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）</p> <p><u>ア 損壊した居宅の被害割合が5パーセント未満の世帯の世帯主又は当該居宅の所有者に対して交付するもの 2万円</u></p> <p><u>イ ア以外のもの 5万円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</p> <p>(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「<u>交付定額</u>」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の<u>所有者</u>（被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する<u>2万円以上</u>の給付金をいう。以下同じ。）</p> <p>2 略</p>

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付した被災者住宅再建等支援金の額(被災者住宅再建等支援金交付基準額を超える額を交付した場合にあっては、被災者住宅再建等支援金交付基準額)及び被災者住宅修繕促進支援金の額(被災者住宅修繕促進支援金交付基準額を超える額を交付した場合にあっては、被災者住宅修繕促進支援金交付基準額)の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

別表 (第3条関係)

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	被災者住宅再建等支援金交付基準額
略				
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(知事が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(30万円(災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理(以下「住宅の応急修理」という。)を受けることができる

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付した被災者住宅再建等支援金の額(交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額)及び被災者住宅修繕促進支援金の額(2万円を超える額を交付した場合にあっては、2万円)の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

別表 (第3条関係)

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付定額
略				
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(知事が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(30万円を限度とする。)

				場合に あつて は、30 万円か ら当該 住宅の 応急修 理のた めに支 出され るべき 費用の 額を控 除した 額)を 限度と する。)					
略					略				
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第22号**

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(巡視活動)</u> 第34条 県は、<u>景観形成を図るために必要な巡視活動を行うものとする。</u></p>	<p><u>(景観形成巡視員)</u> 第34条 景観形成を図るために必要な巡視活動を行わせるため、<u>景観形成巡視員を置く。</u> 2 <u>景観形成巡視員は、市町村長が推薦する者のうちから、知事が任命する。</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第23号**

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号、<u>その者が同項の知事が指定する研修を受けた年月日及びその者が専任する営業区域に係る市町村名</u></p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士（<u>過去5年間に知事が指定する研修を受けた者に限る。以下同じ。</u>）を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専任する営業区域に係る市町村名</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならない。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第24号**

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第47条の7第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第25条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第25条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>3 略</p>

第2条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(あつせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あつせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしていないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第30条の6第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>3 略</p>	<p>(あつせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あつせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年6月1日から施行する。